

日田警察署協議会

第2回会議の開催状況

第1 開催月日

令和4年9月16日（金）

第2 出席者

公安委員

協議会

警察署

委員 7名

署長、副署長、総務課長、会計課長、留置管理課長、
生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
10名

第3 議事の概要

1 業務説明等

警察署から

・第1回警察署協議会以降における日田警察署の運営重点推進状況について説明がなされた。

2 運営重点推進状況に関する意見

- (1) 委員から「児童虐待事案はどのようにして認知しているのか。また、被害に遭った児童から話を聞く際のケアはどのようにしているか」旨の質問がなされ、警察署から「児童虐待事案は、110番通報や近隣からの通報などによって認知することが多い。被害児童から聴取する際は、児童の心情を考慮し、女性警察官が聴取を担当したり、静かで落ち着く場所を選定して聴取するなどしている」旨の回答がなされた。
- (2) 委員から「日田署管内で空き家対象の侵入窃盗事件が発生しているとのことであるが、犯人は何を盗むのか」旨の質問がなされ、警察署から「空き家といっても屋内には、調度品や価値のある物を置いているケースがある。それらを盗む目的で侵入し犯罪を行っていることが多い」旨の回答がなされた。
- (3) 委員から「空き家の防犯対策として、光や音を発するセンサーの設置は有効か」旨の質問がなされ、警察署から「これらの装置は万全ではなく、空き家の立地や構造、センサーの種類などにも左右される。ただ、犯人だけではなく周囲の注意をひきつけ、犯人に犯行を思いとどませるといった手段のひとつとしては検討の余地があると思われる」旨の回答がなされた。
- (4) 委員から「特殊詐欺の被害者は、なぜ騙されてしまうのか。パニックになったりしてしまうのか」旨の質問がなされ、警察署から「被害者に落ち度があるかのように言葉巧みに誘導され信じ込まされるケースなどがみられる。家族や知人などの身近な人に相談することで騙されていることに気づく場合もあり、お金を振り込んだりする前の相談が大切である」旨の回答がなされた。

3 本年度諮問事項等の説明

警察署から諮問事項「特殊詐欺被害から高齢者を守る施策」について、関連DVDの視聴及び説明がなされた。

4 諮問事項に関する意見

- (1) 委員から「特殊詐欺の防犯講話で、実際に電話が架かってきたときの対処法や受け答えなどの実技指導を取り入れてはどうか」旨の意見がなされ、警察署から「家族や周囲に相談するなど、被害に遭わないための呼びかけを行っているが、今後は実際に電話がかかってきた場面を再現し、受け答えのシュミレーションなどを取り入れ、よりわかりやすいものにしていく」旨の回答がなされた。
- (2) 委員から「高齢者方を訪問して指導する場合、不在であったり、居留守を使われたりした場合はどうしているか」旨の質問がなされ、警察署から「受け持ちの制服警察官が定期的に訪問している。不在時は訪問日時や担当者の氏名などを書いたカードを置いて警察官が来たことをお知らせするとともに、次回訪問時にスムーズな面接ができるように工夫している」旨の回答がなされた。

- (3) 委員から「ケーブルテレビや防災無線などを活用し、特殊詐欺が身近にひそんでいることを日常的に広報する方法はどうか」旨の意見がなされ、警察署から「ケーブルテレビでは、毎週犯罪の発生状況を放送しており、防災無線についても管内で特殊詐欺事案が発生した際に注意喚起の広報をしている。今後はさらにメディアや関係団体に協力を求め、回数を増やすなどして取組強化に努めたい」旨の回答がなされた。
- (4) 委員から「携帯電話会社を騙った詐欺メールが相当数あると思うが、行政から携帯電話会社に指導し、詐欺メールの発出を押さえれば被害が減るのではないか」旨の意見がなされ、警察署から「質問のような場合、携帯電話会社は名前を騙られた被害者という位置づけになると思われる。全国的な問題でもあり、現状では携帯電話会社に指導ということは難しいと思われる」旨の回答がなされた。
- (5) 委員から「特殊詐欺の検挙事例はどのようなものがあるか」旨の質問がなされ、警察署から「実際にATM（現金自動預け払い機）などから現金を引き出した犯人を検挙するなどした事例があるが、特殊詐欺は電話で相手を騙す役、現金を回収する役、現金を引き出す役など、役割を決めて組織的に犯罪を行っており、全員を一挙に検挙するのは難しいのが実情である」旨の回答がなされた。